

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業				事業コード	0885
担当課等	所属名	教育委員会 学務教職員課			担当係名	
	課長名	教育委員会事務局 学務教職員課	担当者名	佐藤 理恵	電話番号	7324

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	共に生き未来を創る教育・文化	コード 4	施策	将来を担う次世代の育成	コード 1
	基本事業		幼稚園・小中学校教育の充実			コード 1
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度 ⇒ (開始年度 不明年度～)				
事務事業の概要	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する学用品費等の就学援助					
根拠法令等	学校教育法第19条					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
学校教育法第19条により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助が規定された。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
市民団体等より本事業の継続・拡充が要望されている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
最近の経済状況・雇用状況等により、申請数・認定者数ともに年々増加傾向にある。 準要保護援助分の財源について一般財源化されたが、現状を維持し事業を行っている。 今年度は、東日本大震災の津波被害や福島第一原発の避難児童生徒についての就学援助も行う予定であり、この財源については全額国庫補助になる見込み。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 小学校・中学校在籍児童生徒数	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ①各校の申請確認事務 ②申請受付・審査・認定通知事務 ③扶助費支給事務 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 前年と同じ	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 申請児童生徒数	単位	人
				B. 認定者数	単位	人
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	就学の援助が必要な児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 申請に対する認定率(認定児童・生徒数/申請児童・生徒数) 【指標の性格:○上げる ○下げる ●維持する】	単位	%
				B. 適正認定率(認定者数/認定要件該当者数) 【指標の性格:○上げる ○下げる ●維持する】	単位	%
				C. 【指標の性格:○上げる ○下げる ○維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	学力の向上が図られる 心身に健全育成が図られる	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(単位:ポイント) 問題行動調査(不登校)の出現率(単位:ポイント)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	小学校・中学校在籍児童生徒数	人	23,679	23,482	23,144	23,140	23,146	23,042	27 年度 22,520
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	申請児童生徒数	人	2,126	2,260	2,260	2,301	2,301	2,301	27 年度 2,301
活動 指標B	認定者数	人	2,011	2,106	2,106	2,222	2,222	2,222	27 年度 2,222
活動 指標C									年度
成果 指標A	申請に対する認定率(認定児童・生徒数／申請児童・生徒数)	%	94.59	93.19	93.19	96.57	96.57	96.57	27 年度 96.57
成果 指標B	適正認定率(認定者数／認定要件該当者数)	%	100	100	100	100	100	100	27 年度 100
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	139,438	147,339	147,339	162,371	162,371	162,371	*****
財源 内訳	④国	千円	1,963	2,603	2,603	3,126	3,126	3,126	*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	137,475	144,736	144,736	159,245	159,245	159,245	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	139,438	147,339	147,339	162,371	162,371	162,371	*****
	延べ業務時間数	時間	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	*****
	職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	147,038	154,939	154,939	169,971	169,971	169,971	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☐ 向上余地がある ☒ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 義務教育を円滑に実施するために、今後も継続すべきである。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 準要保護援助分の財源について一般財源化されたが、昨今の経済状況による認定者増加で予算確保が困難なため、国庫補助の拡大が望まれる。
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1) 一次評価者としての評価結果				(2) 全体総括(振り返り、反省点) 本事業は、法令に基づくものである。現在の経済状況から今後ますます就学援助申請者、認定者は増加するものと思われる。これらのことから、現行の就学援助の水準を維持することが必要と考えられる。しかし、就学援助申請者・認定者の増加は、審査事務・支出事務等の事務量の増加につながり、手作業によって処理している部分をシステム化するなどの事務処理の改善について検討が必要である。
	① 必要性 : ② 有効性 : ③ 効率性 : ④ 公平性 :	● 妥当 ● 妥当 ○ 妥当 ● 妥当	○ 見直し余地あり ○ 見直し余地あり ● 見直し余地あり ○ 見直し余地あり		
今後の方向性	(3) 今後の事務の方向性(改革改善案)				
	☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携				
方向付けの理由と改革改善の内容 就学援助事業は、法令に基づくものである。今後も就学援助申請者の経済・家族状況等の実情を把握しながら、就学援助の水準を維持していくことに努め、就学の適正化を一層図る必要がある。また、就学援助の申請の増加に伴い、審査事務等が増加することから、事務処理のシステム化や学校との連携等、今後とも事務処理について改善が必要である。					